

資金決済法に基づく表示

非営利法人（大学、研究機関等）による ABCI-Q の利用には、ABCI-Q ポイントの仕様上、資金決済法が適用されます。該当する利用法人は以下をご参照ください。

前払式支払手段の名称

ABCI-Q ポイント

発行者

国立研究開発法人 産業技術総合研究所

支払可能金額等

- ・ 1ABCI-Q グループが保有することができる ABCI-Q ポイント数（取得した ABCI-Q ポイントの総数から使用した ABCI-Q ポイント数を差し引いた ABCI-Q ポイント数）の上限は 10,000,000 ポイント(2026 年度)です。
- ・ 保有することができる ABCI-Q ポイント数の上限は、年度毎に見直します。
- ・ ABCI-Q ポイントの利用料金は、年度毎に改定されます。 [ご利用料金ページ](#)をご確認ください。

有効期限

未使用の ABCI-Q ポイントは、ABCI-Q ポイントを取得した年度の 3 月 30 日 17 時に失効します。

使用できる場所の範囲

ABCI-Q のサービス利用にのみ利用できます。 ABCI-Q サービスについては[ご利用料金ページ](#)をご確認ください。

未使用残高の確認方法

ABCI-Q 利用者ポータルにて、「ABCI-Q ポイント使用履歴」から確認できます。

利用上の注意

[ABCI-Q 利用約款](#)および、[ご利用料金ページ](#)よりご確認ください。

約款等

[ABCI-Q 利用約款](#)をご参照ください。

苦情又は相談に応ずる事務所/連絡先

事務所

〒305-8560 茨城県つくば市梅園 1-1-1 中央事業所 2 群
量子・AI 融合技術ビジネス開発グローバル研究センター (G-QuAT)

連絡先

メールアドレス：M-abciq-admin-ml@aist.go.jp
(* を @ に変更して送信してください)

不正取引に対する補償

利用者の意思に反して権限を有しない者の指図により発生した利用者の損失の補償等の対応方針

ABCI-Q ポイントが利用者の意思に反して第三者によって不正に利用又は処分等がされたことにより、利用者に損失が発生した場合であっても、当研究所は何ら責任を負わないものとします。

当研究所は、不正取引が発生した場合、またはその恐れがある場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害額や件数等の事情を加味し、被害の拡大（二次被害）を防止するために必要があると当研究所が判断したとき、類似の事案の発生を回避するために有益であると当研究所が判断したとき、または、社会的な影響が大きいと当研究所が認めたときは、速やかに必要な情報を公表します。

利用者資金の保全方法

資金決済法 14 条 1 項

当研究所は資金決済に関する法律に基づき、毎年 3 月 31 日および 9 月 30 日における ABCI-Q ポイント未使用残高に対する発行保証金について、金融機関との間で発行保証金保全契約を締結することにより、利用者資金を保全します。

資金決済法 31 条 1 項

ABCI-Q ポイント保有法人は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、上記にしたがって、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。